

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会 資料

## 限定提供データ制度活用における実務課題

(海事業界におけるプラットフォーム事例をもとに)

2022年1月31日

かなめ総合法律事務所

弁護士 西田亮正



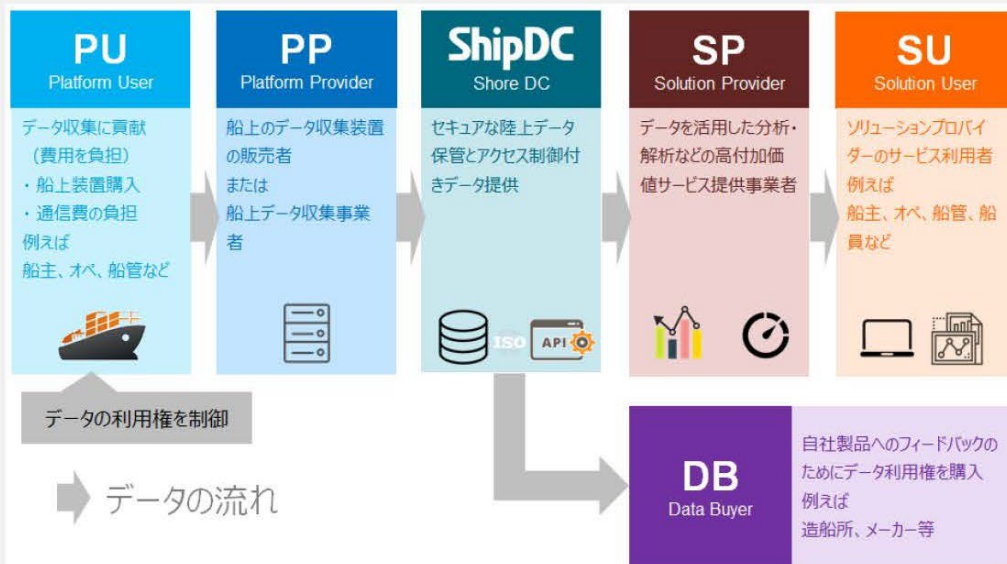
# 海事業界におけるプラットフォーム事例

## ShipDC

### 事業概要

船舶の運航データを収集し、データ項目名称にISO19848の標準データ名称を付与した上で、造船所、船用メーカ、船主、オペレータ、船舶管理会社及びデータ分析・解析などのサービス提供事業者を介してデータを共有するプラットフォーム事業

### 事例 ShipDataCenter 株式会社シップデータセンター



### Before

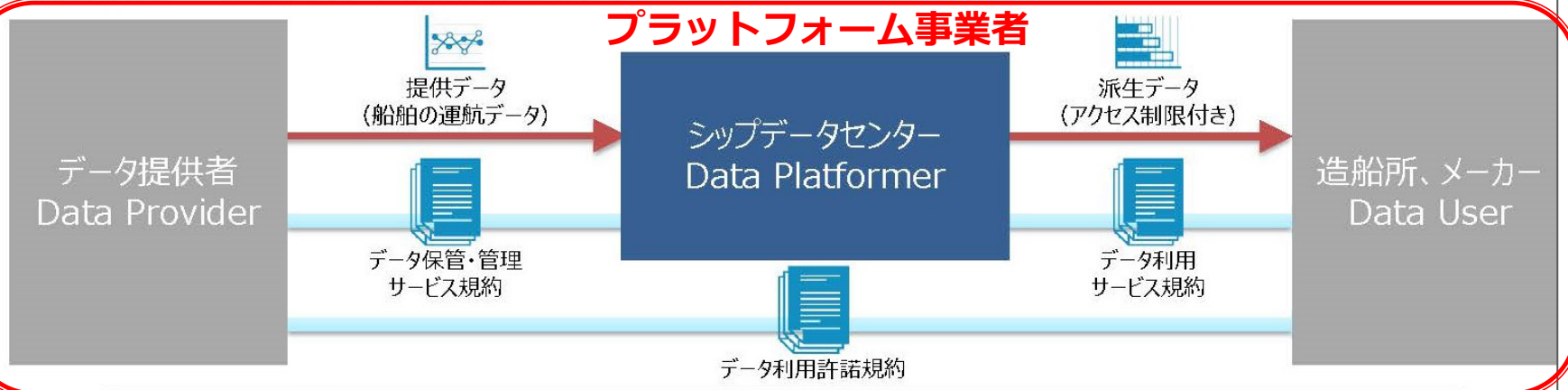
海事業界では、各社でデータが閉じて利用されており、各社間の様々なデータ利活用には手続や情報量への対策が必要。

### After

データ流通に関わる部分を共創領域とし、コンソーシアムへの参加企業による協議を通じた環境整備やルール策定を行い、関係者がつながる分業体制を構築したことで、各社が得意分野に集中することができ、ビッグデータの収集が可能に。

# 海事業界におけるプラットフォーム事例

## 収集したデータの流れ・留意するポイント



### 契約のポイント

不競法上の“営業秘密”や  
“限定提供データ”の3要件を充足し得る！

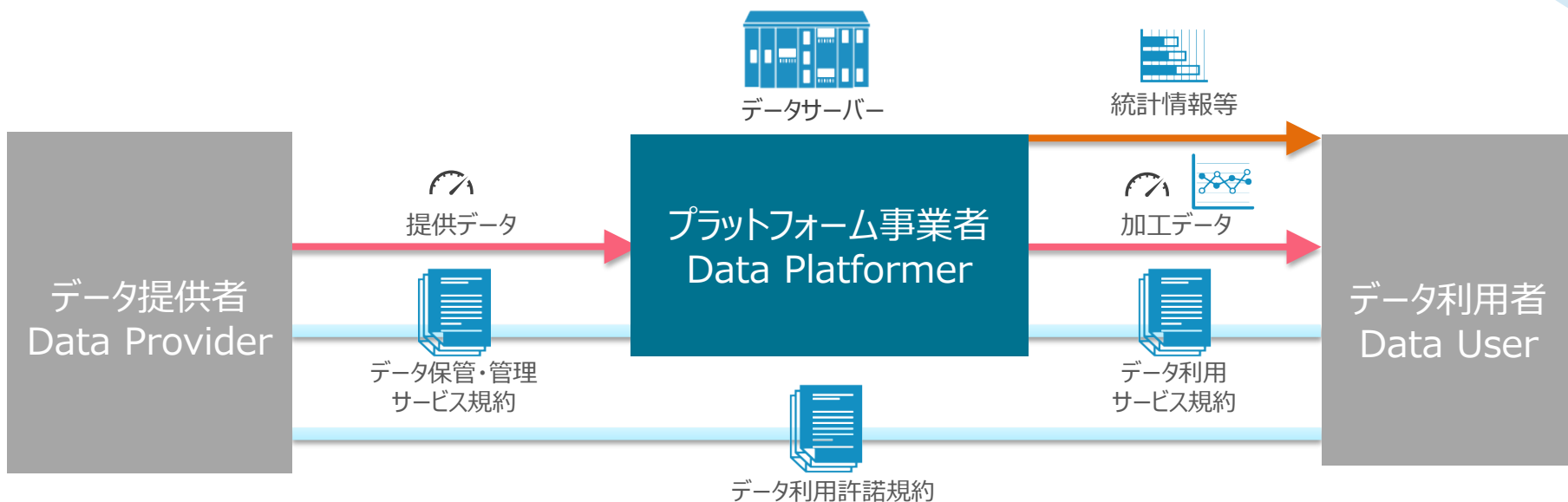
- ✓ **限定提供データ・営業秘密の該当性を担保するための措置** (データ利活用のポイント集Q1,2,30)
  - データ提供者が不競法による保護を受けられるように、限定提供データや営業秘密の該当性、「不正競争」該当性を意識して目的外使用禁止や第三者提供禁止等を規定。
- ✓ **データその他契約のポイント** (データ利活用のポイント集Q32)
  - データ使用者側の懸念にも配慮し、データ提供者によるデータの取得過程に関する一定の表明保証条項を規定。
  - 契約ガイドライン<sup>※</sup>をベースに、データオーナーシップ、データの利用条件、責任、二次加工条件等について協議を重ねて規定。
  - データ提供者が提供データに対するコントロール権限を保有する枠組みとするため、PF参加者とPFでサービス規約を規定し、データ提供者とデータ使用者間もデータ利用許諾規約を規定。

### 事業の仕組みのポイント

- ✓ **参加者間での公平な費用分担** (データ利活用のポイント集Q31)
  - データ取得のためにデータ提供者が設備投資に負う費用を多様なステークホルダー間において公平に分担できる仕組みを構築。
- ✓ **データ標準化対応とアプリ間競争によるイノベーションへの期待** (データ利活用のポイント集Q29)
  - AIによる標準データ名称への変換システムの構築等によるデータカタログの整備によって、ユーザーは個別のアプリやソフトウェアベンダーのロックインから解放されるため、競争が促進。

※ 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」  
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>

# 事例概要



## 事例：

プラットフォーム事業者は、以下のサービスを提供

- 1) データ提供者から提供を受け取得保管するデータにつき、データ提供者とデータ利用者間のデータ取引環境を提供
- 2) 保管データに標準名称の付加等の加工等を行うサービスを提供
- 3) 保管データを使用して統計情報等を作成し、データ利用者へ提供

# 課題

## ■ 取得時悪意の転得類型（不正競争防止法2条1項12号、15号）

### ケース1：

- プラットフォーム事業者が、データ提供者から継続的に提供を受け取得保管するデータを、継続的にデータ利用者に提供
  - 上記データに不正取得行為・不正開示行為が介在したことを事後的に知った場合
- プラットフォーム事業者が、悪意に転じた後も、データを継続的に取得し、当該データに加工等を行い、継続的にデータ利用者へ提供した場合の当該行為の不正競争該当性、帰結の妥当性
- 多数のデータ提供者からデータを取得するプラットフォーム事業者の取るべき実務対応

### ケース2：

- プラットフォーム事業者が、多数のデータ提供者から継続的に提供を受け取得保管するデータを使用して統計情報等を作成し、継続的にデータ利用者に提供
  - 上記データの一部に不正取得行為・不正開示行為が介在したことを事後的に知った場合
- プラットフォーム事業者が、悪意に転じた後も、不正行為が介在したデータを含む多数のデータ提供者のデータを継続的に取得し、当該データを使用して統計情報等を作成し、継続的に当該統計情報等をデータ利用者へ提供した場合の当該行為の不正競争該当性、帰結の妥当性
- プラットフォーム事業者の取るべき実務対応
- ・ 統計情報その他データを使用して得られる成果物に関する対応

# 課題

## ■ 請求権者（不正競争防止法 3 条、 4 条）

### ケース3：

- プラットフォーム事業者は、データ提供者から提供を受け取得保管するデータに加工等を行い、データ利用者に提供
- プラットフォーム事業者は、多数のデータ提供者から提供を受け取得保管するデータを使用して統計情報等を作成し、データ利用者に提供
- プラットフォーム事業者が保管する上記データに対し不正競争が行われた場合

### ➤ プラットフォーム事業者の請求権者該当性

（「限定提供データ保有者」（不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号、1 5 条 2 項））

- プラットフォーム事業者がデータ提供者から取得したデータ
- プラットフォーム事業者が加工等を行ったデータ
- プラットフォーム事業者が作成した統計情報等のデータ